

安芸高田市地域おこし協力隊員 募集要項(再募集)

【2025（令和7）年度任用】

2025年4月1日 現在

広島県安芸高田市

広島県安芸高田市は、中国山地の豊かな自然に囲まれ、清らかな水が流れる、人口約2万6千人のまちです。広島市の隣、車で1時間ほどの「ちょうどいい田舎」と、暮らす人間は自画自賛しています。戦国武将・毛利元就が生涯を過ごした城跡や、Jリーグ・サンフレッチェ広島の練習場があり、神楽が盛んな場所としても知られています。ただし、他の中山間地域の例にもれず、安芸高田市も人口減少、過疎化の波にもまれています。地域の活性化と持続可能な社会の実現に向けて、以下のミッションに取り組む地域おこし協力隊を募集しています。

1. 求める人物像

- ・ 自然と共生する、持続可能な社会の実現に熱い思いを持つ方
- ・ チャレンジ精神旺盛で、地域に飛び込み、主体的に行動できる方
- ・ 人と協力しながら、地域を盛り上げていくことに喜びを感じる方

2. 募集ミッション

主な業務内容は、次のとおりです。

主 な 業 務 等

①里山循環型社会の実現に向けたフィールドでの実践～起業へ

安芸高田市の豊かな自然環境を活かし、里山の資源を循環させる取り組みを推進していただきます。林業、農業、エネルギー、環境教育など、様々な分野で里山の可能性を探求し、実践するミッションです。市内で活動する環境保全団体の拠点を主な活動フィールドとして、職員の方から地域のこと、林業や農業、自然エネルギーのことなどを学び、時に協働しながら、里山循環型社会のモデル構築に携わってください。

【想定される具体的なミッション内容】

- ・ 市内にある環境保全団体などで実践的な活動を学び、里山循環型社会の構築に携わる
- ・ 自然エネルギーの活用、有機農業、農産物加工、食育イベントなど、多岐にわたる分野に挑戦
- ・ 里山インターンシップの企画・運営を通して、若者へ里山の魅力を発信
- ・ 将来的に、安芸高田市で里山暮らしを実践する仲間を増やすための活動
- ・ 有機農業や自然農法の普及啓発、環境に優しい農業の推進
- ・ 自然体験プログラムや環境教育の企画・運営を通じた、自然の大切さを伝える活動

【任期後のイメージ】

- ・ 環境関連企業への就職

- ・地域で環境保全活動を行うNPOや団体への参画
- ・自然と共生するライフスタイルを実践する企業への就職
- ・里山ビジネスの起業
- ・安芸高田市で里山暮らしを実践するコミュニティのリーダー
- ・環境教育や農業体験など、里山の魅力を伝えるインストラクター

②エコミュージアム川根の持続的運営の実践

島根県との県境に程近い、高宮町川根地区の拠点施設であり、地域の自然、歴史、文化を活かした「エコミュージアム川根」の運営に関わるミッションです。来訪者の受入、体験プログラムの開発、情報発信、地域との連携など、エコミュージアムの持続的な経営を実践します。特に、エコミュージアム内の飲食店では、名物である手打ち蕎麦を提供しています。蕎麦打ち職人の技術継承にも取り組み、後継者の育成を図ります。また川根地区には当市協力隊のOBが定住しています。OBのサポートも受けながらミッションを進めることができるのも魅力です。

【想定される具体的なミッション内容】

- ・施設運営管理、イベント企画・実施などを通じた、集客力向上と収益力強化
- ・地域資源を活用した体験プログラムの開発
- ・手打ち蕎麦が味わえる飲食店の運営、蕎麦打ち職人の技術継承
- ・広報活動の強化、SNS等を活用した情報発信

【任期後のイメージ】

- ・観光業、宿泊業、飲食業など、地域に根ざした事業の起業
- ・エコミュージアムかわねの蕎麦打ち職人として運営に携わる
- ・地域資源を活用した商品開発や販売
- ・地域の魅力を発信する観光コーディネーター

3. 募集人数・雇用形態及び任期・報酬等

【募集人数】

- ・2名

【雇用形態・任期】

- ・会計年度任用職員として、市長が委嘱します。
- ・委嘱期間は、2025（令和7）年10月1日以降から2026（令和8）年3月31日までです。ただし、活動状況を勘案して1年ごとに、最長3年を限度として再度委嘱することができます。

※委嘱期間の開始日は、安芸高田市と第2次選考合格者との協議により、決定するものとします。

【報酬等】

- ・基本報酬（月額） 199,819 円
- ・賞与あり（6月・12月の年2回）
- ・地域手当（月額）3,996 円

※初年度調整あり

※社会保険（厚生年金・健康保険・雇用保険）等の本人負担分が差し引かれます。

【勤務日数および勤務時間】

- ・勤務日数は週4日もしくは5日とします。
 - ・勤務時間は週30時間です。これを超える勤務は、時間外手当として支給します。
- ※ただし、休日勤務の場合は原則振替とします。
- ・活動時間帯は、隊員の活動内容によって変動します。

【待遇・福利厚生】

- ・社会保険等（厚生年金・健康保険・雇用保険）に加入します。
- ・職務に関連する手当（通勤手当相当、時間外勤務手当相当、休日勤務手当相当等）を支給します。
- ・居住（賃貸物件に居住の場合）のための費用として（月額）3万円を上限に助成します。
- ・活動には公用車を使用します。
- ・パソコン等事務機器は、市が貸与します。

共通業務及び活動

- (1) 地域おこしの提案と実践（分野は問いません）
- (2) 連絡会議・研修会・成果報告会などへの参加
- (3) その他、目的達成に資する活動

4. 応募資格

- (1) 年齢：概ね20歳以上の方（性別は問いません）
- (2) 住所：現在、三大都市圏をはじめとする都市地域等に居住し、委嘱後、安芸高田市内に生活拠点を移し住民票を異動できる方。または他地域で、地域おこし協力隊に一定期間（2年以上）従事し、かつ、解職から1年以内の方。そのうち委嘱（委託）後、安芸高田市内に生活拠点を移し、住民票を異動できる方。
※「三大都市圏をはじめとする都市地域等」とは
 - ・「条件不利地域（過疎、山村、離島、半島等の指定地域）のない市町村
 - ・「一部条件不利地域」の市町村のうち、条件不利区域以外の区域※詳しくはお問い合わせください。
- (3) 資格等：普通自動車運転免許（AT限定可）を有し、実際に運転ができる方
- (4) 心身ともに健康で、誠実に職務を行うことができる方
- (5) 地域おこしに意欲と情熱があり、地域になじむ意思のある方
- (6) [地方公務員法第16条](#)の欠格事項に該当しない方

5. 歓迎要件（どれか一つでも満たす方、大歓迎です）

- (1) SNSを積極的に利用している方
- (2) 多様な人と交わり、話を聞くことが好きな方
- (3) 地域コミュニティ活動に興味がある方（経験は求めません）
- (4) 地域とかかわる事業や仕事に従事したことがある方
- (5) NPOで働いたことがある方
- (6) デザインソフトを使用できる方
- (7) 写真や動画撮影に自信がある方
- (8) 人に教えられる特技・趣味がある方
- (9) 元気で大きな声で挨拶ができる方

(10) どんな人にも話しかけて仲良くなれる自信がある方

(11) 体力に自信がある方

※任期終了後、起業・就業し、安芸高田市に定住する意欲のある方を歓迎しますが、定住を強制するものではありません。

6. 応募手続

(1) 応募受付期限

2025（令和7）年6月6日（金）17：00まで

(2) 提出書類

①安芸高田市地域おこし協力隊応募用紙

②履歴書：書式は任意・写真（6か月以内・上半身・無帽・正面）貼付

③住民票（世帯全員の記載のあるもの）

④レポート（A4用紙1枚程度で書式は自由）

テーマ ・ 地域おこし協力隊に応募した動機について

・ 地域おこし協力隊で行いたい事業イメージ、活かしたい能力について

※応募書類等は返却いたしません。また、提出された個人情報については、本応募のみに使用し、その他の用途には使用しません。

(3) 応募先

次のところに郵送又は持参してください。

〒731-0592

広島県安芸高田市吉田町吉田791番地

安芸高田市役所 企画部政策企画課 「地域おこし協力隊」募集担当

（郵送の場合）

提出書類を角形2号封筒（縦33.2 cm×横24 cm）に入れ、封筒の表左下に赤字で「地域おこし協力隊応募」と書き、裏に申込者の「郵便番号・住所・名前」を明記し、郵便局の窓口で必ず特定記録郵便扱いとして投函してください。その際、郵便局で発行される受領書は、第1次選考合否の通知が届くまで大切に保管しておいてください。

※応募にかかる経費は、全て応募者の負担となります。

8. 選考方法、結果の通知

(1) 選考方法

①第一次選考

書類審査による選考を行います。合否の結果は、文書等で個別に通知します。

②第二次選考

第一次選考合格者を対象に、安芸高田市において面接試験を実施します。

実施日については、2025（令和7）年7月上旬を予定しています。詳細は文書で個別に通知します。

(2) 選考結果の通知

第二次選考終了後、文書で個別に通知します。

9. その他

安芸高田市は、公共交通機関の利便性はよくありません。勤務以外の生活には、自家用車をお持ちの方が便利です。

10. お問い合わせ先

安芸高田市役所 企画部政策企画課（担当：藤堂・坂本・新谷）
〒731-0592
広島県安芸高田市吉田町吉田791番地
電話：0826-42-5612 FAX：0826-42-4376
メール：seisakukikaku@city.akitakata.jp

※地方公務員法

第16条 次の各号の一に該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 1 成年被後見人又は被保佐人
- 2 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 3 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 4 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第五章に規定する罪を犯し刑に処せられた者
- 5 日本国憲法 施行の日以後において、日本国憲法 又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

※本募集要項は、安芸高田市の予算の成立を前提としたものであり、予算審議等の結果、内容が変更される場合があります。また、活動支援額は、国の「地域おこし協力隊推進要綱」の地方財政措置額を財源として支援するため、国の同要綱の改正が行われた場合は、活動支援額に変更が生じる場合があります。